

第4章 職場

第1節 青少年の就労支援

1 職業能力の開発

【労働政策課】

県内の公共職業能力開発施設としては、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院の県立2校と(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構立の福井職業能力開発促進センターの計3校があり、若年労働者の育成、離転職者に対する職業訓練、あるいは在職者訓練等を実施している。また、地域の職業能力開発を進めるため、公共職業能力開発施設と民間教育訓練機関との連携の下、企業のニーズに対応した能力開発機会の確保に努めている。

青少年が職業生活に入るに当たっては、自己の適正と能力に応じた基礎的な職業能力開発の機会確保が重要である。県立産業技術専門学院においては、技術革新や産業構造の変化に応えられる創造性豊かな実践技能者の養成や、地域のニーズを取り入れた基盤的技能者の養成を図っている。

第61表 公共職業能力開発校の新規学卒者を対象とした訓練

施設	訓練科	訓練期間	定員	対象者
福井産業技術 専門学院	自動車整備科	2年	20名	学卒者
	生産システム設備科	1年	10名	学卒者
	ショップビジネス科	1年	10名	学卒者
	自動車板金塗装科	1年	10名	学卒者
	金属ものづくり科	1年	10名	学卒者
敦賀産業技術 専門学院	溶接技術科	1年	10名	学卒者

資料出所：労働政策課

[公共職業能力開発施設所在地等]

- ・ 福井産業技術専門学院 福井市林藤島町 20-1-3 TEL 0776-52-2120
- ・ 敦賀産業技術専門学院 敦賀市道口 19-2-1 TEL 0770-22-0143
- ・ 福井職業能力開発促進センター 越前市行松町 25-10 TEL 0778-23-1010

また、産業構造の転換、技術革新の進展、自己啓発意欲の高まり等に即応していくために、在職青少年に対し必要な時期に適切な職業訓練が受けられるような体制整備が必要である。

このため、今後とも、自らの職業生活設計に即したキャリアアップができるよう公共職業能力開発施設において多様な訓練を実施するとともに、訓練受講機会を容易にするため、国所管のキャリア形成促進助成金（事業主等の行う職業訓練に対する助成）および教育訓練給付制度等の活用促進に努めている。

2 職業能力評価体制

【労働政策課】

労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度として、「技能検定」を実施している。職種ごとに特級、1級、2級、3級に区分するものと、等級に区分しない単一等級があり、合格者には合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられる。

また、技能労働者の社会的・経済的地位の向上、技能の振興を図るために、「職業能力開発関係表彰式」を行い、広く社会一般に対し技能についての理解と認識を高めることにより、技能尊重気運の醸成と高揚を図っている。

また、この表彰式において、県内に勤務している青年で特に技能が優れた者に対し、「青年技能者」として顕彰を行っている。

3 若年無業者等の就労支援

【労働政策課】

(1) 福井県若者就職支援センター（ふくいジョブカフェ）

「福井県若者就職支援センター（ふくいジョブカフェ）」を平成16年4月に開設し、概ね39歳以下の若者に対し、キャリアカウンセリングや各種セミナー・企業説明会の開催、併設された福井ヤングハローワークでの職業紹介など、様々な就職支援をワンストップで提供している。

[所在地等]

- ・ふくいジョブカフェ 福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ビル 1階
TEL 0776-32-4510
- ・ミニジョブカフェ敦賀 敦賀市三島町 2-1-6 敦賀市男女共同参画センター 3階
TEL 0770-23-5416
- ・ミニジョブカフェ小浜 小浜市大手町 4-1 小浜市働く婦人の家 1階
TEL 0770-52-3542

(2) ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）

職に就かず、通学も家事もしていない、概ね15歳から39歳の若者（若年無業者等）の職業的自立のための支援機関として、「地域若者サポートステーション」が平成18年度より全国に設置されている。

本県では、県社会福祉センター（所在地：福井市光陽2丁目3-22）に「ふくい若者サポートステーション（サポステふくい）」を平成18年8月に開設し、若年無業者等に対して職業的自立に向けた以下の支援事業を行っている。

- ① 相談・カウンセリング
- ② 自立支援プログラムの実施
- ③ ジョブトレーニングの実施
- ④ 企業とのマッチング・コーディネートの実施
- ⑤ 学校と協力して若者の無業化防止に向けた相談支援を実施
- ⑥ 他の支援機関との連携・協力支援
- ⑦ 保護者向けセミナーの実施

専門のキャリアカウンセラーや臨床心理士による継続的な相談・カウンセリングを行うほか、若年無業者一人ひとりの状況や希望に応じた自立支援プログラムの実施を通じて、職業

意識の形成、人間関係の構築、コミュニケーション能力の習得、基本的な職業能力の習得などを図り、就労支援することが、「ふくい若者サポートステーション」の役割である。

また、必要に応じて他の支援機関と連携・協力し、一人ひとりの状況や希望に適切に対応できるような包括的な支援を行っている。